

◎佐賀県条例第26号

佐賀県屋外広告物条例等の一部を改正する条例

(佐賀県屋外広告物条例の一部改正)

第1条 佐賀県屋外広告物条例(昭和39年佐賀県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 既納の手数料は、還付しない。</u></p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第11条 略</p> <p>(管理業務)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>(講習会)</p> <p>第17条の9 略</p> <p>2 略</p> <p>3 既納の受講料は、還付しない。</p> <p>4 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第10条 略</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第11条 略</p> <p><u>(手数料の還付)</u></p> <p>第11条の2 <u>既納の手数料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</u></p> <p><u>(2) 災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</u></p> <p>(管理業務)</p> <p>第11条の3 略</p> <p>(講習会)</p> <p>第17条の9 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>既納の受講料は、還付しない。ただし、申込者の責めによらないで既納の受講料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 略</p>

(佐賀県都市計画法施行条例の一部改正)

第2条 佐賀県都市計画法施行条例（平成15年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</u></p>

(建築基準法施行条例の一部改正)

第3条 建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料の減免)</p> <p>第31条の3 知事は、別表第1号から第8号までの手数料について、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(手数料の不還付)</p> <p>第31条の4 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第31条の3 知事は、別表第1号から第5号まで及び第7号の手数料について、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(手数料の還付)</p> <p>第31条の4 既納の手数料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料の全部（第2号に該当する場合には、手数料の全部又は一部）を還付する。</u></p> <p>(1) <u>申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>別表第1号から第5号まで及び第7号の手数料について、</u></p>

改正前	改正後
	<u>災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。